

令和5年4月26日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第3号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公示いたします。

被処分者 竹田 紘己 会員 (北支部)

処分年月日 令和5年4月26日 (理事会議決日)

処分内容 廃業勧告及び5年の会員権の停止
(東京都行政書士会会則第23条第1項第3号)

処分理由 (違反している規則、会則)

- 一 行政書士法第10条 (行政書士の責務)
- 二 行政書士法第13第 (会則の遵守義務)
- 三 行政書士法施行規則第9条第1項 (書類等の作成)
- 四 東京都行政書士会会則第18条第1項 (会員の責務)

被処分者は申請取次行政書士でありながら、作成した申請書類を本人と面談の上確認すること
もせず、更には、業務内容に関し、虚偽の申請内容の申請書を作成し、敢えて入国管理局に対し、
申請取次行為を行った。この行為は行政書士としての信用を害し、依頼人に多大の被害を与えた。
以上の理由から上記の処分を科す。